

*実際の国民年金の証明書です (11月発送済み)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書

被保険者氏名 X X X X X X X X X X 様
 住 所 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X
 X X X X X X X X X X

平成23年中(1月1日から9月30日まで)に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明いたします。

証 明 日 平成23年10月1日
 歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長 **印**

平成23年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	Z,ZZZ,ZZ9円
(参考)		
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	Z,ZZZ,ZZ9円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	Z,ZZZ,ZZ9円

料金後納郵便 9999-9999

親展

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納付状況の内訳

年	納付対象月											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

●「済」は今年中に納付された月を、「見」は納付が見込まれる月を示しています。
 ●11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年1月4日口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

●社会保険料控除(年末調整・確定申告)を申告される方へ
 ●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。
 ●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

*実際の小規模の証明書です。

小規模企業共済掛金払込証明書

平成23年1月から同年9月末日までのお払込状況を下記のとおり証明します。内容をご確認のうえ所得控除の申告をしてください。

住 所		トヨタ	
105-0001		ミナトク トラ	
氏 名		チヨウシヨウ	
契約年月	共済者番号	CD	掛金月額
H12年 4月	4567	89	20,000円
H23年 9月分まで払込		(お支払額中)	
ただし、今年中の掛金の		ため期間は、	
① 月分から	月分まで及び		円
② 月分から	月分まで		
前納減額金			
備考	上記のほか、平成	年	月
お支払掛金			

平成23年11月

〒105-8453 東京都港区 門3-5-1
 独立行政法人 中小企業基盤整備機構

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

●共済契約者が小規模企業共済掛金を払込んだ場合、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。
 ●この証明書は、「給与所得者の保険料控除申告書」または「確定申告書」に添付して申告することになっております。

申告に当たっては、特に下記の点にご留意ください。

- この証明書は23年1月から同年9月末日までの掛金のお払込状況を記載したものです。
- 申告書には23年中の払込総額(表記払込状況に10月、11月、12月中にお払込みの掛金を加算し、繰上り支払額を差し引いた額)を記入してください。
- 払込掛金総額の計算については、次の点をお間違いのないようご注意ください。
 - (イ) 23年中の掛金の払込期間が掛金の掛止め期間中の掛金に相当する額は23年分の計算に含めないでください。
 - (ロ) 23年中に払込んだ掛金は、22年12月以前分のものであれば23年分の計算に含めてください。
 - (ハ) 23年中に払込んだ掛金の納付期間が12か月以内で、かつ24年1月以降の掛金に相当する場合は、申告者の希望により23年分の計算に含めてください。
 - (ニ) 23年中に払込んだ掛金で、納付期間が13か月以上にわたるものは、24年1月以降の掛金に相当するものとして24年分の申告の計算から除いて24年に繰越して処理してください。
 - (ホ) 22年12月以前に払込んだ掛金のうち、22年に控除の対象とならなかった部分については23年1月以降の掛金として23年分の申告時に上記(二)の手続きを行ったものとして、23年分の計算に含めてください。
- この証明書は、共済契約者本人の小規模企業共済掛金の所得控除の申告以外には使用できません。
- この証明書は、再発行はできませんので、大切に保管願います。

●この証明書に係るご質問は共済相談室へお問合わせください。
 共済相談室 ☎ 050-5541-7171

決算書・確定申告書は自分で記入しましょう!!